

平成 24 年 8 月 3 日
国土交通省都市局
公園緑地・景観課

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂について

1. 改訂の経緯

バリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号））及び関連法令のうち都市公園に関連する部分の運用に関する技術的助言である「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成 20 年 1 月）」について、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正（平成 23 年 3 月）により、都市公園の移動等円滑化（バリアフリー化）に関する新たな数値目標が設定されたこと等を踏まえ、ハード・ソフト両面から都市公園のバリアフリー化を一層推進するため、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を平成 24 年 3 月に改訂し、公表しました。

2. 改訂内容

高齢者、障害者等の多様な特性と必要な配慮について、理解を深めるため、基準の趣旨、取組み事例、参考情報を追加したほか、高齢者、障害者等の円滑な公園利用のために必要な情報提供方法・利用支援に関するガイドラインを追加しております。

また、自然環境や人文資源の保全等の個々の公園の特性に応じたバリアフリー化に関する基本的な考え方とその推進方策、参考となる取組事例を追加しております。

3. その他

本ガイドラインにつきましては、国土交通省ホームページに掲載しております。

<http://www.mlit.go.jp/toshi/park/parkun.html>